

三重大学内アルバイト募集基準

三重大学生活協同組合

*下記に該当する場合、三重大学内でのアルバイト募集は出来ませんのでご了承ください。

	具体例	理由及び参考事項
危険を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・プレス、ボール盤、裁断機等自動機械の操作 ・高電圧、高圧ガス等危険物の取扱(助手を含む) ・自動車、バイクの運転、自転車による重量物(30kg以上)の配達 ・線路内や交通頻繁な路上での作業(測量、白線引き、交通整理) ・土木、水道工事などの現場作業 ・建築中の現場作業、建物倒壊、残材片づけ作業、2階以上の高所での屋外作業 ・警備員(会場整理、誘導、受付は除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険事故が伴う ・免許を必要とし、高度の危険度がある ・最近の著しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的、精神的負担が重すぎ刑事責任まで負うことになる ・落下物、転落などの危険度が大きい(内装工事は除く)
人体に有害なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬、劇薬等有害な薬物の取扱 ・高温度、低温度の作業 ・塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康上、人体に有害と考えられる
法令に違反するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・労働争議に介入する恐れのあるもの ・営利主義斡旋業者への仲介斡旋 ・マルチ、ネズミ講商法に関するもの ・出来高払い(一定額の賃金の保証のないもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業安定法20条参照 ・職業安定法の趣旨(雇用関係の成立の斡旋)に反する ・無限連鎖講の防止に関する法律参照 ・労働基準法27条参照
教育的に好ましくないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭でのチラシ配り、ポスター貼り ・不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査 ・訪問販売、勧誘、専門に行う集金 ・競馬、競輪場等ギャンブル場内での現場作業 ・バー、スナック、パチンコ等風俗営業の現場作業 ・男性の長期継続の深夜作業(22時以降) ・女性の住み込みと夜間作業(22時以降) ・選挙の応援に関する一切の業務 ・スパイ行為に類する調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容的に問題があったり、無許可の場合が多い ・相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い ・大学としては、特定の政党や候補者を応援することは望ましくない
望ましくない求人	<ul style="list-style-type: none"> ・人命にかかわることが予想される業務 ・労働条件が不明確なもの ・家庭教師を派遣する事業主への紹介 ・人員の限定を条件とするもの ・何らかの利益を得るため、席取り等で並ぶこと ・宗教の布教に関わる活動に関するもの ・住宅の提供を前提としたもの ・正当な理由なく採用しないことがしばしば繰り返されるもの ・大学の判断により好ましくないと思われるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・無資格の水泳指導員、監視員、ベビーシッター等 ・賃金、時間、場所、労働内容、支払い方法等に関することが明示されていないもの ・10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの